南三陸町告示第８号

　南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和２年２月２０日

南三陸町長　佐　藤　　仁

南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町は、農業の振興を図るため、新たにブランド化を目指す南三陸町産農産物の栽培に取り組む農業者等に対し、予算の範囲内において南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則（平成１７年南三陸町規則第３３号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　南三陸産農産物　南三陸町内において栽培される農産物をいう。

（２）　農業者　次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

　　　　ア　町内に農地（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第１項の農地をいう。以下同じ。）を所有し、又は借り受けていること。

　　　　イ　現に農業を営み、又は当該年度内に営農を開始しようとする者であること。

（３）　農業者等が組織する団体　構成員に農業者を含む団体をいう。

（４）　農業法人　農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人であって、町内に事業所を有するものをいう 。

（５）　環境配慮型農業　化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　農業者

（２）　農業者等が組織する団体

（３）　農業法人

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、３アール以上の農地で実施される事業であって、次の要件のいずれかに該当するものとする。

（１）　生産量の増加による産地化を目指す事業

（２）　新規作物の栽培に取り組む事業

（３）　環境配慮型農業に取り組む事業

（４）　その他町長がブランド化に資すると認める事業

　（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表のとおりとする。

（補助金額等）

第６条　補助金の額は、前条の補助対象経費に３分の２を乗じて得た額とし、３０万円を限度とする。ただし、補助対象者が、国又は他の地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の補助対象経費は、補助の対象としない。

２　前項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

３　この要綱による補助金の交付は、一の年度において一の補助対象者につき１回とし、３回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第７条　規則第４条第１項に規定する補助金交付申請書の様式は南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金交付申請書（様式第１号）のとおりとし、その提出期限は、町長が別に定める日とする。

２　規則第４条第２項の規定により前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

（３）　構成員名簿（農業法人の場合には定款又は規約を添付すること。）

（４）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８条　町長は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、補助金を交付することが適当と認めたときは南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、補助金を交付することが不適当と認めたときは南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　規則第１３条第１項の規定による実績報告書の様式は南三陸町チャレンジ農業支援事業実績報告書（様式第４号）のとおりとし、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　事業実績書

（２）　収支精算書

（３）　補助対象経費に係る領収書の写し

（４）　事業実施状況写真

（５）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第１０条　町長は、前条の規定により報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査及び実地調査等により、その報告に係る補助事業の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査して、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金額の確定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第１１条　補助金は、規則第１４条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、規則第１５条第２項の規定により補助金を概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金概算払請求書（様式第６号）によるものとする。　（帳簿等の保管）

第１２条　補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした諸帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後５年間保

管しなければならない。

附　則

この告示は、令和２年２月２０日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 補助対象経費 |
| 需　用　費 | 種苗、肥料、農薬及び賄材料等 |
| 委　託　費 | 農作業の委託等の外注費 |
| 賃　借　料 | 会議室使用料、農業機械及び農地賃借料等 |
| 謝　　　金 | 講師、専門員、指導員への謝金等 |
| 旅　　　費 | 研修旅費等 |

様式第１号（第７条関係）

南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

　南三陸町長　　　　　　　様

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話

　南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金の交付を受けたいので、南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　交付申請額　　金　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　（１，０００円未満は切り捨て）

２　添付書類

　（１）　事業計画書

　（２）　収支予算書

（３）　構成員名簿（農業法人の場合には定款又は規約を添付すること。）

（４）　その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第８条関係）

南三陸町指令第　　　号

住所

氏名

　　年　　月　　日付けで交付申請のありました南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金については、下記の条件を付して金　　　　　円を交付する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　南三陸町長　　　　　印

記

１　補助事業の内容を変更し、又は中止し若しくは廃止する場合は、町長の承認を受けること。

２　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

様式第３号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

南三陸町長　　　　　　　　印

南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のありました南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金については、下記の理由により不交付とします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

様式第４号（第９条関係）

南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金実績報告書

年　　月　　日

　南三陸町長　　　　　　様

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　年　　月　　日付け南三陸町指令第　　　号で交付決定のあった南三陸町チャレンジ農業支援事業が完了したので、南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１　交付決定額　　金　　　　　　　　　　円

２　実績報告額　　金　　　　　　　　　　円

３　実施期間　　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日

４　添付書類

　（１）　事業実績書

（２）　収支精算書

　（３）　補助対象経費に係る領収書の写し

　（４）　事業実施状況写真

　（５）　その他町長が必要と認める書類

様式第５号（第１０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

南三陸町長　　　　　　　　印

南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金額の確定通知書

　　　　　年　　月　　日付け南三陸町指令第　　　号で交付決定し、　　　　年

　　月　　日付けで実績報告書の提出のありました南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金については、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め、南三陸町補助金等交付規則第１４条の規定により、その額を金　　　　　　　円に確定します。

様式第６号（第１１条関係）

南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金概算払請求書

年　　月　　日

　南三陸町長　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　年　　月　　日付け南三陸町指令第　　　号で交付の決定の通知があった南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金について、下記のとおり概算払により交付願います。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交 付 額 |  金　　　　　　　　円 |
| 理　　由 |  |
| 希望する交付方法 | 口座への振込・金融機関名・支店等名・預貯金種別・口座番号・口座名義人 |